

条例第 14 号

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例

宇和島市執行機関の附属機関設置条例（平成17年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
附 属 機 関 の 属 する 執 行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数	附 属 機 関 の 属 する 執 行機関	附属機関	担任する事項	委員の定数
市長	宇和島市行政改革 推進委員会～宇和 島市事前復興計画 策定委員会（略）			市長	宇和島市行政改革 推進委員会～宇和 島市事前復興計画 策定委員会（略）		
	宇和島市地域公共 交通活性化協議会	地域公共交通計画及び生活 交通確保維持改善計画の策 定及び実施に関する事項	26人以内				
	宇和島市補助金等 審査委員会～宇和 島市消防団員等公 務災害補償審査会 （略）				宇和島市補助金等 審査委員会～宇和 島市消防団員等公 務災害補償審査会 （略）		
教 育 委	山本稔人材育成審			教 育 委	山本稔人材育成審		

員会	議会～宇和島市文 化財保存活用地域 計画協議会（略）			員会	議会～宇和島市文 化財保存活用地域 計画協議会（略）		
市長及び教育委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）			市長及び教育委員会	宇和島市プロポー ザル審査委員会 （略）		

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。